

## 指定地域密着型サービス事業者等に対する行政処分について

指定地域密着型サービス事業者等に対し、令和3年3月25日付けで次のとおり介護保険法に基づく指定の一部効力停止処分を行いました。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人しおんの会
- (2) 代表者 理事長 松村 真理
- (3) 所在地 いわき市山田町川田 73

### 2 対象事業所

名 称	サービス種類	所 在 地
いこいの家しおん	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	いわき市山田町川田 73

- 3 処分の内容 (1) 6か月間の新規利用者の受入停止  
(2) 6か月間の介護報酬請求上限8割（報酬2割減）
- 4 処分年月日 令和3年3月25日
- 5 効力停止期間 令和3年4月1日（木）から令和3年9月30日（木）
- 6 処分の理由

#### (1) 小規模多機能型居宅介護

ア 人格尊重義務違反（介護保険法第78条の10第1項第6号）

##### (ア) 心理的虐待

令和元年9月13日、事業所の介護職員が利用者に対し、怒号を浴びせたことが確認された。また、監査において、当該介護職員が、複数の利用者に対して日常的に暴言を吐く等の心理的虐待及び不適切な介護を行っていたことが確認された。

##### (イ) 経済的虐待

令和2年3月6日、事業所のケアマネジャーが、他の介護職員に命じ、利用者の自宅から現金100万円を窃取したことが確認された。本件については、警察が対応し、示談が成立しているが、経済的虐待に該当する。

#### (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・ 法令違反（介護保険法第115条の19第1項第11号）

当該事業所と一体的に運営されている小規模多機能型居宅介護事業所において、人格尊重義務違反（心理的虐待及び経済的虐待）に該当する行為が確認された。